

平成23年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会農政部会議録

1 日時：平成23年8月24日（水） 午後1時55分～

2 場所：会 場 千葉市中央コミュニティセンター 83・84会議室

3 出席者：

（1）委員

大原明保委員（部会長）、河合謹爾委員（副部会長）、善積康夫委員、
加藤邦博委員、宗近功委員

（2）事務局

（経済農政局事務局）

渡部経済農政局長、大野農政部長、橘経済企画課長、鈴木係長、園田主任主事
（農業経営支援課）

川田農政センター所長、高木担当課長、西村主査、橘菌副主査
（農業生産振興課）

藤井課長、神保係長、佐野副主査

4 議題：

（1）千葉市富田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について

（2）千葉市乳牛育成牧場の管理運営の基準及び提案について

5 議事の概要：

（1）千葉市富田都市農業交流センターの管理運営の基準及び提案について

千葉市都市農業交流センターの管理運営の基準について事務局からの説明後、申請団体のヒアリングを実施し、審議。提案書は、管理運営の基準に適合しているものと判断した。

（2）千葉市乳牛育成牧場の管理運営の基準及び提案について

千葉市乳牛育成牧場の管理運営について事務局からの説明後、申請団体のヒアリングを実施し、審議。提案書は、管理運営の基準に適合しているものと判断した。
なお、今後、自主事業について、検討を求める旨の意見を出した。

6 会議経過：

【事務局】 それでは、定刻より若干早目ですが、全員おそろいですので、ただいまから平成23年度第2回千葉市経済農政局指定管理者選定評価委員会の農政部会を開催させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。第1回に引き続きまして、今回もどうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条により、公開されております。

続きまして、会議の成立についてですが、委員総数5名中全員の出席をいただいております。

ますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第 10 条第 2 項に基づき、会議は成立しております。

それでは、本日の流れにつきまして、事務局よりご説明いたします。

【事務局】 では説明させていただきます。

本日は、まず富田都市農業交流センターの施設所管課より、第 1 回選定評価委員会でいただきましたご意見を反映しました、管理運営基準の変更点等についてご説明させていただきます。その後、提出されました事業計画について、富田町管理運営組合から説明をさせていただきます。その後、質疑応答を行い、事業計画が管理運営基準に適合しているかのご意見を伺いたいと思います。同様に、続きまして、乳牛育成牧場についても実施し、千葉酪農農業協同組合から事業計画についての説明を行います。

以上でございます。

【事務局】 それでは、ここからは大原部会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【部会長】 それでは、議事に沿って進めたいと思います。今日配付されております次第、議題として 1、2 があります。これに従って進めていきます。今、事務局からの説明もあったように、富田都市農業交流センター、乳牛育成牧場の 2 つについて、順番としては、まず管理運営基準についての市サイドからの説明、その後に管理主体に入っていて、計画についての説明を受ける、それぞれの委員からの質問を受けるというパターンで進めていくことになります。

富田都市農業交流センターから行いたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 農政センター所長の川田でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

最初に、富田都市農業交流センターの管理運営基準につきまして、ご説明させていただきます。お手元に配付の資料の、右上に四角く囲んだ資料 1 がございます。こちらをがんいただきますと思います。

千葉市富田都市農業交流センター管理運営の基準です。7 月 28 日に開催されました第 1 回指定管理者選定評価委員会でご審議をいただき、皆様方からちょうだいいたしましたご意見を踏まえ、修正を加えましたので、主な変更箇所についてご説明をさせていただきます。

初めに資料 1 の 17 ページの下段、下のほうにあります 7 「事業評価（モニタリング）業務」についてですが、続きまして 18 ページの上段（2）「利用者からのモニタリング」についてでございます。アにつきましては、これまでと内容は同様の記載でございますが、先般の指定管理者選定評価委員会で、モニタリングについてはより積極的に行うとともに、アンケートの回収数をより高く評価すべきであるとのご意見をちょうだいいたしました。このことを踏まえまして、次のイに「指定管理者は、施設の管理運営及び利用者に提供するサービスの向上に活用するため、アンケートの回収数の増加につながるモニタリングを実施し、より多くの利用者の意見の把握に努めること」と、新たな項目を設けさせていただきました。今後でございますが、指定管理者に対しまして積極的なアンケートの実施を

促すとともに、アンケートの回収数をモニタリングの対象としてまいります。

以上に加えまして2点の変更がございますが、これらは特に皆様からご指摘をいただいたものではありませんが、施設の運営上必要であると判断いたしましたので、変更するものでございます。

まず初めに13ページをお願いいたします。よろしいでしょうか。7「植栽管理業務」の（3）「仕様・水準」がございますが、一番最後に、ケ「花畑のシバザクラは、計画的に更新及び補植を行う」の項目を新たに設けました。これは今年のシバザクラの開花時期には約1万8,000人もの多くの市民の皆様の来場がありまして、大変好評をいただきましたが、シバザクラは植えつけ後、おおむね3年から4年で計画的に植えかえを行う必要があります、植えかえを怠ると枯れてしまうことからでございます。先日、委員の皆様には、現状、現地をご視察いただきましたが、今後も継続的に多くの皆様に楽しんでいただくためにも必要不可欠な業務でありますので、新たに追加をいたしました。

次に、その下の（4）「施工計画」についてです。上の（3）にあります仕様・水準に適合する植栽管理業務の実施を担保するために、新たに施工計画を提出させる項目を設けました。

最後に、21ページからの記載になります。第6「その他の重要事項」についてですが、このうちの次の22ページの下から2つ目の、8「利益等の還元」を追加いたしました。これについてですが、平成22年第2回の定例市議会におきまして、指定管理施設の利用料金改定のための条例改正議案に関しまして、利用料金収入が指定管理者の想定額を上回る額となった場合には、一定額を帰属させるなど、利用料金収入を市民に還元するための措置を講ずるよう、指定管理者との協議を行うこととの附帯決議がなされました。

これを受けまして、富田都市農業交流センターでは、8「利益等の還元」におきまして「指定管理者は、指定管理委託料、利用料金等の管理運営に係る収入が、管理運営経費を大きく上回り、大幅な利益が生じた場合に、その利益の一部を市に還元するものとする。なお、大幅な利益の算定方法及び還元方策等の基本的な考え方は基本協定書で、その具体的な算定方法、算定時期、還元方策、還元時期等は、各年度協定書にてその詳細を定めるものとする」との内容を新たに設けました。

なお、このうちの2行目の前半に記載の「利益が生じた場合に」の表現でございますが、当初案では「利益が見込まれる場合に」としておりましたが、このたび大原部会長からも事前にご教示をいただきました。そして市の指定管理者制度所管課と協議をいたしまして、「利益が生じた場合」と修正をさせていただいております。

主な修正箇所は以上の3点でございます。そのほか、詳細の説明は省略させていただきますが、文章をわかりやすい表現に修正するとともに、重複しての表記は削除するなど、全体的な見直しをさせていただきました。

千葉市富田都市農業交流センターの管理運営の基準の修正につきましては、以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

【部会長】 今の説明につきまして、何か質問はございますか。

私から。配付資料で資料1、資料2、資料3、資料4があるんですけども、それとは別に対照一覧表は、どの段階で使うのか。それとも、使わないけれども一応目を通してく

れということですか。

【事務局】 これは指定管理の基準をこのように変えましたということで、それに対してそれがどのように反映されているのかという資料でございます。参考の資料としてごらんいただければと思います。

【部会長】 というと、事業計画の説明を受けた後の対照表という理解でよろしいですね。

【事務局】 はい。

【部会長】 わかりました。

話を戻しまして、今、事務局からの基準についての説明を受けたわけですが、これについての質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

もしないようでしたら、指定管理者からの説明に移りますけれども、よろしいですか。

それでは、富田町管理運営組合から事業計画等についての説明をお願いしたいと思います。

(富田町管理運営組合 入室)

【富田町管理運営組合】 よろしく申し上げます。

【部会長】 一応、説明の時間として 15 分程度という予定でございますので、事業計画についての説明をお願いいたします。

【富田町管理運営組合】 それでは、富田町管理運営組合、イマゼキと申します。どうぞよろしくお願いいたします。副組合長のナカダでございます。

【富田町管理運営組合】 ナカダです。よろしくお願いいたします。

【富田町管理運営組合】 事業計画書をごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。事業計画書 2 ページからごらんいただきたいと思います。

まず 1 つ目といたしまして「管理運営の基本的な考え方」でございます。方針はここに記載してございますけれども、この交流センターを、都市部と農村部の交流を図り、農業の振興と地域の活性化に寄与するという目的で設置されていることを認識しております。こういうことから、当組合では、農地や森林などの地域資源を活用しながら、この千葉県富田都市農業交流センターを、都市と農村の交流拠点としてとらえまして、農業の振興、地域の活性化を図れるよう、管理運営をしていくという方針でございます。

続きまして、施設の維持管理の考え方でございます。建物の保守管理は、日常点検と月 1 回の定期点検を実施していくというものでございます。(2)の「清掃管理計画」は、建物と同じように、日常清掃また定期的な清掃を、以下のとおりやっていくものでございます。

続きまして、3 ページをごらんいただきたいと思います。水道あるいは消防の設備機器の管理計画でございますけれども、これは専門業者に委託いたしまして、月 1 回、年 1 回等の点検を実施していきます。それから 4 番目の「備品管理計画」は、きちっと台帳を作成いたしまして、管理をしていくものでございます。5 番目の駐車場の管理、6 番目の建物の警備計画は、以下記載のとおりでございます。警備につきましては夜間警備を専門業者をお願いするものでございます。

続きまして、4 ページをごらんいただきたいと思います。(7)の植栽の維持管理計画で

ございます。この施設の大きな特色の1つでございますビオトープ、それから梅林、梅園、つつじ園、シバザクラ、芝地、花壇とございますが、ここは四季それぞれ折々の花を皆さんに見ていただくということで管理をまいりました。今後も適切な管理をしていこうと。

特にシバザクラでございますけれども、今年度3年目に入りまして、千葉では無料で大きな面積というのは、ほかであまりないということで、2万人近い市民の方々、あるいは市外からのお客様もお見えになりまして、4月、5月と非常に混雑しておりました。このシバザクラにつきましては、3年、4年で少し枯れが出てくると。周りに伸びていくものですから、真ん中から少し枯れが入ってくるということで、シバザクラを随時更新していくことが非常に管理上大変であるという、先進地等の事例あるいは市の指導がございまして、今年3年目から更新していこうということで、重点的にやっていきたいと。この交流センターの1つの大きな目玉として、今後も管理運営を適切に行っていく計画でございます。

以下、(8)の「園内維持管理計画」、それから(9)「廃棄物処理計画」等につきましては記載のとおりでございます。

3番目の「施設の利用条件」でございますけれども、まず開館時間、休館日の設定について、若干お話しいたしますと、ここは地域農業活動拠点施設といたしまして、農産加工室や事務所、あるいは研修室がございまして、これは午前9時から午後5時まで開館しておりまして、休館日は毎週月曜日、祝日の場合は翌日になり、年末年始3日間ずつの休みでございます。それ以外の約8ヘクタールほどの園内がございまして、その園内については常時開放しておりまして、いつでも見ることができます。

施設の利用料金の設定、または減免等の内容につきましては、(2)(3)に記載してございまして、手続については、交流センター管理規則に基づいて、適正に業務を施行していく考えでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。「事件等の防止措置と緊急時の対応」でございますが、防災・防犯体制を確立し、緊急時の体制・対応もマニュアルを作成して非常時に備えておく。また職員にも適切な対応ができるよう訓練等も重ねていくというものでございます。

5の「個人情報の保護と情報の公開」につきましては、千葉市個人情報保護条例を遵守いたしまして、それぞれの規則、規程等に基づきまして、適切に対応してまいります。また当施設の情報につきましては、ホームページやインターネット等を活用いたしまして、市民に広く情報を提供したいと考えております。

6の「モニタリング、利益の還元」でございます。まず「モニタリングの考え方」ですが、管理や提供するサービスの評価につきまして、来場者や自主事業参加者に対して、アンケート用紙による調査や聞き取り調査を実施したいと考えております。ここは来場者が、事務所、要するに施設には売店など寄って見るものがございませんので、駐車場から直接園内を散策するケースが8割、9割でございます。そんなことからアンケートのとり方が非常に難しいところもあるんですが、屋外の「あずまや」あるいは定期的に職員が外に出まして、迷惑のかからない程度に聞き取りのアンケートをやっていきたいと考えておりま

す。またその結果の報告、あるいはそれによる改善等は、市とよく協議をして、必要なものは改善をしていきたいと思ひます。

それから「利用者の苦情と対応」でございますが、今までほとんど苦情はございませんでした。というのは、散策をするようなところでございますので、大きな苦情等はございませんが、あった場合の対応については、速やかに処理をしてまいりたいと考えております。

「利益の還元」でございますけれども、利益が生じた場合には、翌年度、市民サービスの向上に資する事業の拡充、または新たな事業の創設や既存事業の充実を実施することによりまして、還元をしていきたいと考えております。

7 ページをごらんいただきたいと思います。「組織及び職員の配置」でございますが、組織としては、この施設のセンター長 1 名と臨時職員が 6 名おりますが、常時 1 日大体 3 名を原則として交代勤務をしております。なお園内作業につきましては、地元の方 20 人が登録をしてございまして、草取りなどの日常管理に従事していただく体制になっております。職員の確保等につきましては、市内産業振興との絡みもございまして、すべて地域から雇用していくということでございまして、すべて地元の方による管理を行ってございます。

続きまして、8 ページをお開き願いたいと思ひます。「自主事業」でございます。冒頭、基本的な考え方の中でお話ししましたように、ここは都市と農村の交流の拠点だということらえ方をしております、それに沿って都市住民にいかにかたくさん来ていただいて、また経験をしてもらって、農業を理解してもらう。それによって地元も活性化していこうということで、いろいろ考えてみまして、大きく 4 つに分けて実施してきた、または今後も拡充をして進めたいというものでございます。

まず 1 つ目につきましては「体験教室・イベント」等でございまして、これは当施設、研修室あるいは加工室を使った教室等がどうございます。夏休みの親子の工作教室、布ぞうりをつくる教室、あるいは太巻き寿司、正月飾り教室、園外に出ますが、地元で炭焼き小屋がございまして、年配の方が集まる炭焼きクラブを地元で設置してございまして、その方々による炭焼き教室を冬 1 月か 2 月に実施したいと考えております。それから、よく園内に写真を撮る方がたくさんお見えになりまして、年に 1 回写真を飾るようなものを作ってほしいということで、写真展を昨年より開催しております。

2 つ目の「農産物の販売等」でございますけれども、農村地区でございまして、農産物の直売を開設したいということで、今、シバザクラのシーズン 1 カ月、それからコスモスのシーズン 1 カ月、この時期、土日を中心に直売をいたしております。また夏のブルーベリーがすぐそばにありまして、この販売を、委託を受けてやっております。それから栗の収穫・販売もあわせて組合で委託を受けてやっております、これは売り上げの 10% をいただいて実施しているものでございます。これは来年から始めたいものですが、農業を理解するには小さいうちからやったほうがいいだろうということで、幼稚園児を対象に体験農園、これはジャガイモやサツマイモを今考えておりますが、市内の幼稚園を回りまして募集をして、農業体験に参加していただきたいということで、やっていこうと考えております。

3 番目「都市と農村の交流促進支援事業」ということで、収穫体験オーナー制度、今年

度はジャガイモ、落花生、枝豆、約 300 区画から 400 区画を設置しまして、1 区画全部 3,000 円です。それぞれの時期にご家族皆さんで来ていただいて、交流を図りながら農業の理解を深めていただくとともに、農村部のよさを味わっていただくということで実施しております。なお、これは農家が事業主体となっておりますので、売り上げの 10%、事務費、それから宣伝費等について組合でいただいております。

それから「コスモスまつり」として、もう十数年、この地区で活性化しようということので地元がやっていたものを、引き続きこの交流センターを 1 つの核にしてまた続けていつているものですが、先ほど申しました直売所の開設等を設けまして、地元の自治会と協働しながら事業を進めております。

最後に 9 ページ、受託事業でございますが、これは市の福祉関係から、あるいは勤労者等の関係の課から受けているものですが、「高齢者いきいき健康園芸」、約 100 名の方々にこちらで農場を用意しまして、月 2 回体験をしていただいております。それから「ことぶき大学校園芸学科」のは場も管理を請け負っております。水曜日、金曜日、それぞれ 30 名の教室の方々に、ここでいろいろお勉強していただいているものでございます。それから「ライフプランセミナー」として、勤労者、農業経験のないサラリーマン約 70 人を対象に「野菜作り講座」を実施しております。当日、収穫時になりますと家族で来ますので、200 人から 300 人の方々が日曜日にやっというしゃいます。最後に、「栽培・収穫体験」として、農家が事業主でございますが、組合が委託を受けて年間 3 万円で、大体品物として、野菜として 18 品目をこちらで栽培をして、収穫体験等を行っていただく「栽培・収穫体験農園」を実施しております。

以上、非常に簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

【部会長】 それでは、今の説明についての質問や、あるいは事業計画についての意見等ございましたら、発言をお願いします。

【委員】 管理運営基準の 22 ページの「8 利益等の還元」という項目が入ったのはご存じだということですね。

【富田町管理運営組合】 はい。

【委員】 そこに、大幅な利益が生じた場合、利益の一部を市に還元するということが入った。先ほどご説明があった部分では、その利益の対処の方法として、翌期以降の市民サービスへの向上に資するというご回答です。そこは、こういう文面を変えなかったとか、こういうことが市からの要望として出たことに対して、この文面はその前までと変わらなかったのではないかと思うんですが、その辺のご説明を聞いてもよろしいですか。

【富田町管理運営組合】 今のお話ですが、まず利益が生じる可能性があるかどうかという問題ですが、実際、利益が生まれるものはほとんどないんです。農業はもともときついですけれども、利益をできるだけ地元の方に、農業経営の一環としていろいろやっていただいておりますので、自主事業も、まず地元の農家の収入がないものは、組合で先にもらうわけにはいきませんので、ほとんどの事業が 10%の実費をいただくということで、まず利益の上がるものはない。利益が上がるものは、どんなものがあつたら利益が上がるよというものがあれば、市にも教えてくださいというぐらい、農業の交流の事業の中

では利益を生んでいくのは非常に難しいのが状況でございます。文章的に具体的に書けないものですから、大変申しわけないのですが、昨年と同様の形で書かせていただいたのが実態でございます。

【委員】 それに関連してですけれども、先ほど事務局からの説明で、利益等の還元について基準に盛り込んだのは、22年の市議会の附帯決議があったもので、設けたんだと。受け取る側にしてみればそれまではなかったのではないかと思って、これは設けられたから、事業計画書にもこういう還元方法を記載されたのかと思ったんですけれども、今の質問の答えからいうと、前にもこういう項目があったんだと。けれども表現は前回と変わりませんというお答えをいただいたわけです。事務局、もう一度……。

【富田町管理運営組合】 すみません、私はちょっと質問を勘違いしていまして、何か前と変わらないような言われ方をしたと思ったんですが、前は、そういえばないそうです。今回初めて入れました。そういう表現があったのかなと思いまして。

【事務局】 ただいまご指摘の件でございますが、今、センター長が申し上げましたとおり、市の今回の見直し、利益等の還元の項目を受けて、新たな項目として事業計画の中に盛り込んでございます。ただ詳細につきましては、今後の中で、基本協定書等でその辺は表現をしていきたいと思っております。

【委員】 確認ですけれども、運営基準のほうにある項目「利益等の還元」というのは、新しく加わったもの。それは間違いないですね。

【事務局】 そうです。はい、間違いございません。

【部会長】 わかりました。

ほかに何か質問等ございますか。

【委員】 収支予算のことです。特に今回、花畑のシバザクラ等の計画に、補植をする必要があるということで、どのくらい当初の計画と、どこら辺でどのくらい変わるのか。もしあれば、この収支予算書の中で、9ページの後、10ページですか。これが多分、管理にかかる管理運営費経費になるだろうと思うんですけれども、①の管理運営費、管理費、人件費等、それほどこの計画はこれによって変更が起こるような金額ではないと理解してよろしいのでしょうか。

【富田町管理運営組合】 今のシバザクラの件でございますが、管理費の施設維持管理費、園内維持管理費の人件費で見ていこうと考えておりまして、若干、草取りだとか芝刈りの回数がちょっと減ったりすることもあるかと思うんですが、やはりシバザクラの定期的な管理がその時期しかできないということがありまして、それを優先していこうと。今年度からこの更新の作業に入っていきますので、まだ実際どこまでかかるのかがよく見えないところがございます。それから今、放射能の関係で、ちょっと堆肥を使うのを控えたり、そういった時期もありますので、これを手間で補っていかねばいけないものも生じてきますので、実際どのくらいの費用がかさんでくるのかについては、まだ見通しがつかない状況でございます。

【委員】 基本的にこの計画は、今年度22年度の数字とそう変わらないと。

【富田町管理運営組合】 はい、この中でやっていこうと考えております。

【委員】 それに関連して、この予算書で行くと支出の項目ですね。先ほど、シバザ

クラの植えかえは、毎年ではなくて3年ぐらいでとかいうので、ですからやってみなければわからないだろうけれども、予算としては毎年度、大体同じだろうけれども、やる規模によっては違いが出てくることになるんですか。

【富田町管理運営組合】 はい。

【委 員】 毎年やるわけではないんですよね。

【富田町管理運営組合】 いえ、3年目ですけれども、3年、4年、5年と、3カ年計画でやりませんと、面積として6,000平米、それから株数で行くと10万株ございますので、これの更新を単年度では非常に無理だろうと。1株買うと、大体150円、10万株だと1,500万になってしまいますので、挿し芽をして、人力で何とか補っていこうという考えで、役所と協議をしてやっていこうと考えていますので、3年間で6,000平米を更新したいと考えております。

【委 員】 わかりました。更新、補植が必要なんだけれども、その必要な土地に全部やるわけではなくて、3年にわたって3分の1ずつというか、そういう発想でやっていく。だから予算も平準化されていくということですね。

【富田町管理運営組合】 はい。

【部会長】 わかりました。

ほかにございますか。

大したことではないですけれども、1点、私から。この事業計画書で初めて知ったんですが、施設は休館日という点で、活動拠点施設はお休みがあるが、それ以外については、通年24時間開放と。

【富田町管理運営組合】 はい。

【部会長】 シバザクラを見るために入っていくのは、夜中でもOK。他の敷地も、毎年、年中入れるということでしょうか。

【富田町管理運営組合】 そうです。

【委 員】 警備上、何か不安というか問題点は、今までの。

【富田町管理運営組合】 施設はちゃんと警備しておりますので、それ以外は、花を持っていく方はあの辺ではないだろうと思いますので、特に支障はないと思っています。

【委 員】 若い人がドンチャン騒ぎするとか、そういうことは。

【富田町管理運営組合】 ちょっと田舎に、皆さん、行っていらっしゃったと思うんですが、街道から中に入りますので、普段も寂しいところですので、あまりそういうことは今までもなかったです。

【委 員】 わかりました。

【委 員】 もう1点よろしいですか。

市からの今回の要望で、13ページの植栽管理業務における施工計画を書くようにという指導があったと思うんですけれども、例えばどんなことを書かれる、今、念頭にあるような施工計画はどんなことを考えていらっしゃいますか。

【富田町管理運営組合】 先ほど、説明の中にビオトープ以下、ここに簡単に書いてございますが、適宜と書いてあるものを実際いつごろやるか、何月の中旬ごろとか、そういった具体的なもの、それからシバザクラの細かい計画、大体、咲き終わってから10月ぐら

いまでに一通りの作業をやっていかなければいけませんので、そういった細かい、どこをどうやるかと、今年は更新をするのかという具体的なものを、施工計画として市と協議していきたいと考えています。

【委員】 ありがとうございます。

【部会長】 ほかにご意見等ございますか。

なければ、一応ご退出いただくということでよろしいですか。

では説明を承りました。

【富田町管理運営組合】 よろしく願いいたします。

【富田町管理運営組合】 どうもありがとうございました。

(富田町管理運営組合 退室)

【部会長】 あと何もないければ、とりあえず交流センターについての当委員会の最終結論、適合していますでしょうかというところへ行くんですけども、そこへ行く前に委員からの意見があればということと、先ほど、ちょっと棚上げにしておいた運営基準と事業計画書の対照表で、一番右の項目に「選定の視点」というような事務局サイドで見えていただいた結論部分といいますか、それもありますけれども、これについて特に説明は加えてなさいますか。する必要はないということで進めてよろしいですか。

【事務局】 特にご異論がなければ、それでよろしく願いします。

【部会長】 わかりました。では運営基準、事業計画書、対応させたところの一覧表、及び選定の視点というところあたりも、各委員目を通された上でということで、最終的な結論、賛否を問う前に意見がございましたら、述べてください。

ないようでしたら、改めて私からお問い合わせしますけれども、富田都市農業交流センター事業計画書については、市の示した管理運営の基準に適合しているということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 では異議なしということで、当委員会の結論、意見としたいと思います。

続きまして、予定時間よりもそんなにあれなので、休憩を入れずに次の乳牛育成牧場について行きたいと思いますので、よろしく願いします。

【事務局】 農業生産振興課、課長の藤井です。よろしく願いします。

乳牛育成牧場の管理運営の基準につきまして、ご説明させていただきます。資料3をお願いします。よろしいでしょうか。7月28日に開催されました第1回指定管理者選定評価委員会でご審議をいただきました、乳牛育成牧場管理運営につきまして、その基準を修正いたしましたので、主な修正、変更箇所につきまして、ご説明させていただきます。

初めに資料の5ページをお願いします。中段の(1)「牧場利用許可」の項目の中に、下線で引いてありますが、ヨーネ病の記述を追加いたしました。これはまず入牧時の条件といたしまして、「生後4か月令から6か月令までの牛」であること、「法定伝染病・悪性伝染病の発生のない畜舎から生産」されていること、「結核病・ブルセラ病等の検査の結果が陰性であること」を条件としています。しかしヨーネ病につきましては、6か月令を超えた牛でないと判定が難しいことから、入牧後3か月が経過した後の次期入牧予定牛検査時に当該牛の検査をあわせて行っておりまして。そこで今回その実情に合わせて表記いたし

たものでございます。

続きまして、ページが飛びますが、14 ページをお願いします。第7の5に「伝染病の侵入対策」を新たに設けました。昨年に宮崎県で口蹄疫が発生し、これに伴い乳牛育成牧場につきましても、防疫上の観点から、牧場を閉鎖し、平成22年4月23日から9月26日までの間、入場制限を実施しております。その対策を講じた際に、管理運営の基準に、伝染病発生予防対策及び疾病発生時の対策について示しておく必要が生じたことから、今回新たに追加いたしました。

初めに、ア「場内の衛生対策」として、伝染病の発生につきましても、人や車両の出入りにより発生する危険性が高まることから、牧場に入場する際の進入路に消石灰等での消毒、牛舎に入るときも口蹄疫ウイルスに対応した消毒槽を設けること。入場者、飼料等の物品、車両の出入りの記録を行い、伝染病発生時の侵入経路の特定に活用すること。基本的に牧場の出入り口を1カ所として、不測の事態に備えることを明記いたしました。

次にイとしまして、「疾病発生時の対応」ですが、(ア)としまして、異常牛を発見したときは、牧場責任者である場長もしくは職務代理者に報告すること。必要に応じ、家畜診療所の診療を受けること。また伝染病等の疑いがある場合は、家畜保健衛生所に連絡し、病性鑑定等、適切な措置を行い、市に連絡することを明記いたしております。また(イ)として、異常牛を発見した際には、休日であっても速やかに場長もしくは職務代理者を通して関係機関に連絡し、処置すること。最後に(ウ)として、ここに明記されていない項目については、「家畜伝染病予防法施行規則第21条による飼養衛生管理基準」に準拠することを明記いたしました。また参考といたしまして、別表表記で17ページに飼養衛生管理基準を引用させていただいております。

千葉市乳牛育成牧場管理運営の基準の修正につきましては、以上でございます。

【部会長】 では先ほどと同じように、今の市の説明についての質問、あるいは意見等ございましたら、お願いいたします。

【事務局】 追加でございますが、ヨーネ病ということで追加をいたしましたけれども、ヨーネ病の具体的な症状ですが、原因不明の頑固な持続性の間欠の下痢、乳量の低下、貧血を起こすというような症状が出るということでもあります。

【委員】 それに関連して、私からお尋ねしますが、運営の基準でヨーネ病について、「入牧3か月後の次期入牧検査時に該当する牛を検査する」ということですが、該当牛とはどういうことになるんですか。

【事務局】 経営支援課の高木でございます。

ヨーネ病の該当牛というのは、入牧牛は生後4か月から6か月の子牛を牧場にお預かりするということになっておりますので、そのお預かりした牛が該当牛になるんですが、入牧のときの入牧検査でヨーネ病を検査できないのは、生後6か月以上にならないとヨーネ病の検査をしても反応が出ないため、ですから入牧後3か月たってから改めて検査することを書いてございます。

【委員】 ですから該当牛というのは。

【事務局】 該当牛は入牧したすべての生後4か月から5か月で入牧した、牧場の場合には原則的に15頭の牛を、入牧日から3か月たって15頭全部を検査する。

【委員】 「全牛を」とか、「該当牛」ではなくて「全牛」あるいは「ヨーネ病については全牛につき、入牧3カ月後の次期入牧検査時に検査する」と。「該当牛」という表現はちょっと。

【事務局】 そうですね。

【事務局】 牧場は3カ月に1遍、15頭ずつ入ってきます。ですから前の3カ月に入っただけのものは、次の3カ月後に入った牛が15頭入ってきますけれども、その検査はヨーネ病はやりませんが、ほかの検査はやるわけです。だからそのほかの検査とあわせて、その3カ月前に入った牛を、ヨーネ病をやりますよということで、ちょっと複雑な言い回しになっております。

【委員】 はい。だから「該当牛」と言うと、もうヨーネ病に該当している牛で、そんな検査する必要はないじゃないかということになるでしょう。だから、もう入牧3カ月後に、3カ月前に入牧したものを対象に、検査をやるときに一緒にヨーネ病もやるということでしょう。だから全牛になるんじゃないですか。

【事務局】 はい。

【委員】 だから「全牛」という表現のほうがいいのではないか。

【事務局】 今の委員の、「入牧3カ月後にヨーネ病の検査をする」と変えさせていただきます。

【委員】 とにかく一番気になったのは、「該当牛を検査する」というのは、どうもおかしいのではないかと。誤解を招かない表現に直すということで。

ほかに意見はございますか。

【委員】 伝染病は何と言いましたか。口蹄疫ウイルスでしたか。14ページの7の5、ア「牛舎の入り口には口蹄疫ウイルスに対応した踏込み消毒槽を備える」と。これは現在、備わっていない wasn't it でしたか。

【事務局】 あります。

【委員】 ありますか。

【事務局】 現在ございますが、明記したということです。

【委員】 では今は、口蹄疫ウイルス対応液はないと。

【事務局】 現在もございます。

【委員】 現在もある。

【事務局】 自主的にやっておるんですが、明記して間違いなく常時、常備、設置するということです。

【委員】 あとこの関係で、伝染病の侵入対策の関係で、新たにお金を投じて整備するような施設は特段ないわけですね。わかりました。

【部会長】 ほかに質問、ご意見等ございますか。

それでは、指定管理者からの説明に移りたいと思いますので、入室をお願いします。

(千葉酪農農業協同組合 入室)

【千葉酪農農業協同組合】 千葉酪農協の参事のハヤシと申します。よろしくお願いします。

【千葉酪農農業協同組合】 千葉酪農農業協同組合千葉市乳牛育成牧場の場長をやって

おりますシマダです。よろしくお願いします。

【部会長】 どうぞおかけください。それでは、千葉酪農農業協同組合から事業計画等について、一応時間として15分程度という目安で説明をお願いいたします。

【千葉酪農農業協同組合】 千葉酪農農業協同組合は、現在、千葉市乳牛育成牧場の指定管理業務をするに当たり、関係法令にのっとり、法令を遵守し、誠実に履行しています。今回、管理運営の基準の一部改正に伴い、事業計画書にも変更がありますので、千葉市乳牛育成牧場指定管理選定対照一覧表をごらんいただきながら、説明させていただきます。以降、対照一覧表と省略させていただきます。

対照一覧表3ページ中段をごらんください。管理運営の基準、(1)牧場利用許可、アに続いて、下線の箇所「ヨーネ病については、入牧3か月後の次期入牧検査時に該当牛を検査する」という追加条項がありましたので、事業計画書3-1-2、牧場利用許可、アに「ヨーネ病については、入牧3ヶ月後の次期入牧検査時に該当牛を検査する」と追加しました。

対照一覧表3ページ下段をごらんください。管理運営の基準、(1)牧場利用許可、ウ「緊急時の対応」について、下線の「第7 その他 5 伝染病の侵入対策」の新設に伴う付記がありましたので、事業計画書、ウ「緊急時の対応」にも「7 その他 5 伝染病の侵入対策」を新設して付記しました。

伝染病の侵入対策の新設に伴う付記については、対照一覧表10ページ上段をごらんください。管理運営の基準では次のように付記されました。「第7 その他、5 伝染病の侵入対策、ア 場内の衛生対策、人及び車両による伝染病等侵入の危険性が高いので、牧場入場口には消石灰等で車両等の消毒ができるよう措置し、牛舎の入り口には口蹄疫ウイルスに対応した踏み込み消毒槽を備える。また、人や飼料などの物品、車両の出入りを記録して伝染性疾病発生時の侵入経路の特定に活用する。入場口は、常時開放するのは1か所とし、他の入場口は必要に応じて開閉する。イ 疾病発生時の対応、(ア) 異常牛を発見した時には、場長もしくは職務代理者に報告し、必要に応じて家畜診療所の診療を受ける。また、伝染病等の疑いのあるときには、家畜保健衛生所に連絡し、病性鑑定等適切な処置を行い、併せて市に報告する。(イ) 異常牛の発見は、休日であっても速やかに場長もしくは職務代理者を通し関係機関に連絡し処置する。(ウ) その他、ここに明記されていない事項については、『家畜伝染病予防法施行規則第21条による飼養衛生管理基準』に準ずることとする」。

事業計画書では、日常業務で日ごろから行っている、手、履物等の消毒の徹底を管理運営の基準の内容に追加し、次のとおりとしました。「7-5 伝染病の侵入対策、ア 場内の衛生対策、(ア) 人及び車両による伝染病等侵入の危険性が高いので、牧場入場口には消石灰等で車両等の消毒ができるよう措置し、牛舎の入り口には口蹄疫ウイルスに対応した踏み込み消毒槽を備える。また、人や飼料などの物品、車両の出入りを記録して、伝染性疾病発生時の侵入経路の特定に活用する。(イ) 入場口は、常時開放するのは1か所とし、他の入場口は必要に応じて開閉する。(ウ) 日頃から従事者は手、履物等の洗浄消毒の徹底に図る。イ 疾病発生時の対応、(ア) 異常牛を発見した時には、場長もしくは職務代理者に報告し、必要に応じて家畜診療所の診療を受ける。また、伝染病等の疑いのあるときには、家畜保健衛生所に連絡し、病性鑑定等適切な処置を行い、併せて市に報告する。(イ) 異常

牛の発見は、休日であっても速やかに場長もしくは職務代理者を通し関係機関に連絡し処置する。(ウ)その他、ここに明記されていない項目については、『家畜伝染病予防法施行規則第21条による飼養衛生管理基準』に準ずることとする」。

次に、対照一覧表の7ページの上段をごらんください。下線の備品管理業務購入価格単位が改正され、管理運営の基準が次のようになりました。「4 備品管理業務、(2) 備品管理台帳、備品の管理に当たっては、指定管理者は市の所有に関するものと、指定管理者の所有に関するもののそれぞれについて、備品管理台帳を作成するものとする。なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、購入価格が単価2万円以上の物品をいう」。

管理運営の基準の改正に伴い、事業計画書も次のように変更しました。「4-4 備品管理業務、4-4-2 備品管理台帳、備品の管理に当たっては、市の所有に関するものと、指定管理者の所有に関するもののそれぞれについて、備品管理台帳を作成するものとする。なお、備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えることなく使用に耐えるもので、購入金額が単価2万円以上の物品をいう」。その他については、千葉市指定管理者管理運営の基準に基づいています。

管理運営の基準の一部改正に伴う事業計画の説明は以上です。なお、事業計画書の最後から4枚目に収支予算書を添付しており、指定期間中の事業計画を遂行するための経費となっております。最後になりますが、千葉酪農農業協同組合は、これまでの千葉市乳牛育成牧場の指定管理者としての専門的な知識と経験を生かし、合理的、効率的な牧場経営を図ります。

【事務局】 補足させていただきます。

指定管理者が対照表を使用しましたが、市と相談がございまして、備品のページが変わったとか、若干細かいところがありましたから、この対照表を使わせていただいております。なお、委員お手持ちの「選定の視点」につきましては、指定管理者は入っておりませんので、その辺をご了解いただきたいと思います。

【委員】 すみません、今の最後の部分は何でしょう。

【事務局】 この対照表の一覧の一番右側に「選定の視点」というのがございますが、これは指定管理者のほうには言っておりませんので。あくまでも選定の視点になりますので、ご了解いただければと思います。

【部会長】 そういうことで、とりあえずは基準の改正点を中心にご説明を一通りいただきましたが、事業計画についての意見なり質問があれば、ご発言をお願いします。

【委員】 ヨーネ病について、市から基準が改正され、ここに書かれたということですが、ここに書かれたことは要望がある前からやられていたと認識してよろしいですか。

【千葉酪農農業協同組合】 はい。現在までやっております。

【委員】 これを改めて明記したということですよ。

【千葉酪農農業協同組合】 はい。

【委員】 逆に言うと、ほかの検査と違うから明記したということなんですか。ほかの検査は全体としてやって、ヨーネ病だけはちょっと違うからということですよ。

【千葉酪農農業協同組合】 はい、そうです。

【委員】 もう1点、よろしいですか。

【部会長】 どうぞ。

【委員】 それに関連するわけですが、伝染病の侵入対策等についても同様に考えてよろしいんですよね。

【千葉酪農農業協同組合】 はい。

【委員】 改めて明記したと。

【千葉酪農農業協同組合】 はい、そうです。

【委員】 ということは、もうすべてずっとやってきたということですよ。

【千葉酪農農業協同組合】 はい。

【委員】 これは規則等にはあるので、ここに書いてある家畜伝染病予防法施行規則等にはすべて書かれているので、これは全部やってきたと。改めて基準で出されたので、これでやるのだという理解でよろしいですね。

【千葉酪農農業協同組合】 はい。

【委員】 1点、お聞きしますけれども、改正点に限定することなく事業計画についてお尋ねしたいんですが、ほかのこのような指定管理者の事業では、単に運営の基準に定められた事項が最低限やるべきこと、それに加え自主事業という表現で、与えられたというか、管理できる施設をうまく利用して何か収益に結びつく方法がないかということも、やってよろしいわけなんです、どうなんでしょう。これまで、今そこまで手が回らないよということなのか、いろいろ試みたけれども、目ぼしいものがなかったとか、あるいは今回の事業計画には載っていないが、長期的にはこういうものもあるのではないかと考えているという発言があれば、お願いします。

【千葉酪農農業協同組合】 乳牛育成牧場ですけれども、一般の方も入場してもいいことになっていますが、ほとんど今の時点では1日に1人来るか、多くても10人、土日でも10人ぐらいの見学者、牛を見に来る人がいますが、その中で何か売るものとか、千葉酪農協も牛乳を持っていますが、それも考えてみたんですが、それを試して、前に自動販売機を置かせてもらったんですが、そのときにはほとんど売れない状態でした。それから始まって、今何かしようかということは、自分なりには考えているんですが、人が来なければ売れないし、売れなければどのようにしていいのか、またセンターからも何か言われていますが、一生懸命、それに対してみんなに相談しながら、これから向かっていく予定はしております。

【委員】 例えば、外来者といいますか、見学者みたいな人に自動販売機でジュースを売ってというのではなくて、今預かっている子牛を対象に、例えば今回、新たに基準に設けられたヨーネ病を、別項目としてこれは自主事業でやり、別料金をいただきますよというような発想も、自主事業とも考えられるのではないかと。つまり、これは絶対しなければいけないから、別メニューというわけにはいかないんだと。当然、基準にも入るだろうし、事業計画もそれはやらなければいけない。ではほかに基準には入らないけれども、これを子牛にやるのが役に立つだろうし、預けている人たちから自主事業ということで別途お金を徴収してもいいようなものを、何か考えるという発想はないですか。

【千葉酪農農業協同組合】 ヨーネ病については、預託農家からお金をいただいております。

ます。

【委員】 だけど、それは自主事業にはもうならないわけですね。

【千葉酪農農業協同組合】 ならないです。

【委員】 そのように、今になればあくまでも運営基準の中の仕事ということになってしまうけれども、先を読んで、例えば今、被曝汚染的なもののつかってくるというか、自主事業に結びつく何かがあるのかという発想で考えるというか。もう自主事業というのは、全然頭に入っていないということなのか、1つヒントというとおかしいけれども、そのように今までなかったサービスが、基準にも入ってくるようなことで、先取りするというか、そういうのを自主事業とする。外来者にジュースを売るという発想ではなくて。

【事務局】 実は、直接お金は入ってきませんが酪農を志す農家の人、または専門学校生が研修に来て酪農の技術を学んでというようなことは、牧場では受け入れておりますが、それはイコール、歳入の自主事業で入ってくるかという、それをまた応用するということは、指定管理者のほうでは必要だと思いますが、そういうことは取り組んでおります。

【部会長】 せっかく、このような指定管理者制度というシステムができたわけですから、それをうまく利用して、力を発揮され、財政的にも潤うというのが、自主事業だと思いますので、限られた人材の中で大変だとは思いますが、そのような自主事業に向けての視点も考えていただきたいと思います。ほかの指定管理者の事業では、自主事業ゼロというのは、今までお目にかかっていないので、何かあるのではないかと思いますので、考えていただければと思います。

ほかの委員の方、何かご意見はございますか。

ないようでしたら、とりあえず事業計画についての説明、質問は終わりということで、一たんご退席いただけますか。

(千葉酪農農業協同組合 退室)

【部会長】 協同組合には退席いただいた上で、さらにこの場でご意見のある方、どうぞ発言をお願いします。

発言がないようでしたら、先に進ませていただきます。乳牛育成牧場事業計画書については、市の示した管理運営の基準に適合しているということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【部会長】 皆さん、ご賛同いただいたということで、一応今日の議題はすべて終わりということで、事務局におかれましては、今後の指定団体との協議の中で、よりよい管理運営に向けて、本部会において委員から示された意見を十分に考慮し、反映させていただきたいと思います。

本日の議事は終了しましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。今回いただいた意見を十分反映しまして、各団体と協議を進めてまいりたいと思います。今後としましては、11月末から開催予定の第4回の定例会におきまして、指定管理者の指定の議案として提出させていただきたいと思います。

次に、本日の議事録ですが、第1回と同様に、でき上がりましたら各委員にごらんいた

だき、その後、部会長に承認いただいたものを確定とさせていただきます。

最後に、来年度の予定ですが、経済農政局所管の施設すべてが年度評価の対象になり、また農政部会におきましては、下田都市農業交流センターの総合評価と新しい指定管理予定候補者の選定を行う予定があります。

以上です。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、平成 23 年度第 2 回の経済農政局指定管理者選定評価委員会の農政部会を終了いたします。委員の皆様方には、大変長時間、ありがとうございました。お疲れさまでした。

—— 了 ——